

厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正の骨子

1 条例改正の趣旨

令和3年度から、汚水整備の方針に基づき市街化調整区域の下水道整備を開始します。

下水道の整備には多額の費用が必要であることから、その財源の確保を図るために本条例に基づく受益者負担金の制度がありますが、今後整備を進める市街化調整区域にも制度を広げるため、条例を改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 根拠法令

受益者負担金、分担金はいずれも、公共下水道を整備することによって環境の改善、利便性や快適性の向上等の利益を受ける方に、整備事業費の一部を負担いただく部分は共通していますが、根拠となる法令が異なります。

受益者負担金制度を規定している「厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」は、都市計画事業として施行される公共下水道事業（市街化区域）を対象とし、「都市計画法第75条」が根拠となっています。

一方で、これから公共下水道整備の開始を予定している市街化調整区域については「地方自治法第224条」が根拠となるため、これを追加します。

(2) 単位分担金額の設定

整備事業費から単位分担金額を807円/m²とします。

3 根拠法令

(1) 受益者負担金（都市計画法第75条）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

(2) 分担金（地方自治法第224条）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

4 条例改正の内容

「厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に受益者分担金制度（分担金制度については別紙参照）を盛り込むにあたり、次のような改正を行います。

(1) 条例の名称変更

対象が都市計画事業だけではなく、公共下水道事業全般となるため変更します。

(現行)	(改正案)
厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	厚木市公共下水道事業受益者負担に関する条例

(2) 第1条（趣旨）への法的根拠の追加

(現行)	(変更内容)
第1条 この条例は、都市計画事業として執行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第2項の規定に基づき、受益者負担金(以下「負担金」という。)を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。	根拠に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条に規定されている分担金を追加します

(3) 第3条（負担区の決定等）への追加

(現行)	(変更内容)
第3条 市長は、排水区域を厚木負担区、第2負担区、第3負担区、第4負担区及び第5負担区に区分するものとする。	新たに第6負担区を追加します

(4) 第5条（賦課対象区域の決定等）の変更

(現行)	(変更内容)
第5条 市長は、毎年度当初に当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。	公告する時期を年度当初に限定せず、必要に応じて公告するよう変更します

(5) 第9条（負担金の納期及び徴収方法）の変更

納入の通知から第1期の納期限までの間に余裕を持たせることや、各納期前に納付を可能とすること、3月31日までに会計処理を終えられるようにすることなどから、各納期限の変更を行います。

	改正前	改正後
第1期	6月1日から同月30日まで	7月31日まで
第2期	9月1日から同月30日まで	9月30日まで
第3期	12月1日から同月25日まで	11月30日まで
第4期	翌年3月1日から同月31日まで	翌年1月31日まで

(6) 別表（第4条関係）に分担金として第6負担区の単価を追加します。

区分	負担区の名称	負担金 (1平方メートル当たり)
都市計画法第75条の規定による受益者負担金区域	厚木負担区	147円
	第2負担区	260円
	第3負担区	336円
	第4負担区	372円
	第5負担区	377円
地方自治法第224条の規定による分担金区域	第6負担区	807円

5 施行期日 令和2年4月1日（予定）